

## オハイオ人の心「バッカイ」



5月になり、鯉のぼりも視野に入って来ましたね。先月は新たな年度の始まりで自己紹介も多かったと思いますが、米オハイオ州の代表にもなれる私が出身地の名物「バッカイ」を職場の仲間に試食して頂きました。そもそもバッカイとは？

- バッカイとは、トチノキ、あるいは栃の実のことです。英語では buckeye と書き、「雄鹿の目」という意味です。「雄鹿の目」という呼び方は大昔から暮らしている先住民のイロコイ族の言葉の英訳です。
- バッカイはオハイオ州のシンボルで、州の公式なニックネームも「トチノキの州」で、新聞の記事などで使われています。
- 東京なら「江戸っ子」という呼び方があるのと同じく、オハイオの人々をバッカイと呼ぶこともあります。「バッカイはバッカイが大好き」というようなダジャレも出来そうですね。(オハイオ人は栃の実が大好きということでした。)
- 西ノ島町と言えば活イカ活っちゃんですが、オハイオ州と言えばブルータス・ザ・バッカイ(栃の実のブルータス君)。体は人間、頭は栃の実で出来ているキャラクターで見た目が印象的。
- アメリカの甲子園と言える米大学フットボールの全米王座決定戦で全米大学王者になったオハイオ州立大学のチーム名も「バッカイズ」。このチームは大人気で州旗の代わりにチームの旗をあげる家もよく見かけます。
- オハイオ州のお土産・名物もバッカイと呼ばれていますが、ピーナツバターとチョコレートで作られており、見た目だけが「栃の実」。このバッカイチョコは、アメリカンフットボールのイベントやホームパーティーの時に食べるオハイオ人が多いです。ちなみに、去年島根県に来て、隣の鳥取県の栃餅の話聞いて、栃餅などで栃の実が食べられると初めて知りました。向こうでは実を飾りにする習慣はあっても食べることはしません。異文化と触れ合ったら色んな発見がありますね！

バッカイの色々、いかがでしたか。実は今度、バッカイチョコの料理教室を行います！西ノ島町の皆さんと作るのを楽しみにしておりますので、興味のある方は是非ご連絡ください。(西ノ島町教育委員会6-0171)

### 「じょうぎん一粒の麦の会」様より寄贈

3月26日(木)、「じょうぎん一粒の麦の会」様から、いとおか歯科クリニックにブルーレイレコーダーが寄贈されました。

「じょうぎん一粒の麦の会」様は、地域社会等への感謝の気持ちを表すため、継続的な募金活動及び寄付活動(年2回)を通じて医療・福祉関係先へ車イスなどを寄贈されています。

寄贈されたブルーレイレコーダーは、今後、待合所に患者様のため、活用させていただきます。

ありがとうございました。



### 「しまね版特区」申請受付

「しまね版特区」は、地域で取り組もうとしている事業が、様々な規制により実施が困難なときに、規制の特例措置を設けることによってその実現をはかる制度です。

市町村、民間事業者など、どなたでも申請可能です。

#### ▽申請受付期間

5月15日(金)～5月29日(金)

#### ▽問い合わせ先

島根県しまね暮らし推進課

# 狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により生後3ヶ月以上のすべての犬は、毎年、狂犬病予防注射を受けなければなりません。また、新たに犬を飼い始めた飼い主の方は、犬の登録も必要になります。下記の日程で狂犬病予防注射を行いますので、必ず受けてください。

## (手数料)

- ①予防注射だけを受ける場合・・・**3,000円**
- ②登録と予防注射を受ける場合・・・**6,000円**
- ③既に予防注射を受け予防注射済票のみ受け取る場合・・・**550円**

★おつりのいらぬようお願いいたします。

○現在、登録されておられる飼い主さんの変更や犬が死んでしまった時など、登録情報に変更があった場合、また、病気などのため接種ができない場合はお知らせ下さい。

○今回注射できない場合は、最寄りの動物病院で予防注射をしていただき、狂犬病予防注射済証を浦郷シルバー会館(地域包括支援センター)にご持参下さい。

また、既に予防注射を受けた方も、当日会場もしくは後日浦郷シルバー会館まで「狂犬病予防注射済証」をご持参下さい。

## 日程：5月20日(水)

受付時間	場所
12:20~12:50	県集合庁舎(別府)
13:50~14:00	物井公会堂前
14:10~14:20	大山会館前
14:30~14:45	老人福祉センター前
14:50~15:10	船越公会堂前
15:20~15:50	浦郷警察署前
16:00~16:10	赤ノ江公民館前
16:20~16:30	珍崎バス停付近
16:40	三度もーもー館前



役場健康福祉課 介護保険係  
(浦郷シルバー会館)  
電話：6-1182

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ

### 第十回特別弔慰金が支給されます。

#### 支給対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

#### 【戦没者等の死亡当時のご遺族で】

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

#### 支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

#### 請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで  
(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

#### 請求窓口

役場健康福祉課(6-0104)